

審査基準

令和8年4月1日作成

法令名：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (原子炉等規制法)
根拠条項：第59条第10項
処分の概要：運搬証明書の再交付
原権者(委任先)：北海道公安委員会
法令の定め： 原子炉等規制法第59条第10項(運搬証明書の再交付) 核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令第6条(運搬証明書の再交付の申請)
審査基準： 法令の定めに尽くされている。
標準処理期間： 2日(行政庁の休日は含まない。)
申請先： 申請書は、北海道警察本部生活安全部保安課銃砲・危険物係に提出してください。
問い合わせ先： 北海道警察本部生活安全部保安課銃砲・危険物係(電話011-251-0110)
備考：